

平成29年度「災害対応研修会」

農地・農業用施設災害復旧事業

鹿児島県 農政部 農地保全課 農地防災係

目次

1. 農地・農業用施設災害復旧事業の関係法令
2. 災害復旧事業の対象となる災害
3. 事業の対象となる農地・農業用施設
4. 国庫補助の対象とならない災害復旧事業
5. 一箇所工事
6. 災害復旧事業費の取扱
7. 災害復旧事業費の手続き（発生から査定まで）
8. 写真
9. 農地復旧に関する取扱
10. 総合単価
11. ブロック積工選定表

1 農地・農業施設災害復旧事業の関係法令

- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（通称「**暫定法**」）（昭和25年）
- 同法施行令（昭和25年）
- 同法施行規則（昭和25年）
- 農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和40年）
- 農地農業用施設災害復旧事業査定要領（昭和40年）
- 農地農業用施設災害復旧事業計画概要書等作成要領（平成5年）
- 農地農業用施設災害復旧事業の査定に関する了解事項（昭和40年）

2 災害復旧事業の対象となる災害

○ 暴風，洪水，高潮，津波，地震，雪害，融雪害，干害，地すべり，落雷，噴火等の異常な天然現象により生じた災害

ア) 雨量

- ・ 最大24時間雨量が80mm以上
- ・ 時間最大雨量が概ね20mm以上

イ) 風速

- ・ 最大風速（10分間最大風速の最大）が15m/sec以上

ウ) 干ばつ

- ・ 連続干天日数（日雨量5mm未満の日を含む）20日以上

エ) 地震

- ・ 震度の規定なし

オ) 火山噴火の降灰等

- ・ 農地の災害のうち、その筆における降灰等の平均厚さが粒径1mm以下の場合は2cm以上、粒径0.25mm以下の場合は5cm以上

3 事業の対象となる農地・農業用施設

(1) 農地

- 土地台帳の地目によって区分せず、**その土地の現況**によって区分する。
- 工種区分としては、田、畑及びわさび田

具体的には、

- ア) 現に耕作している土地（肥培管理を行っている土地をいう）であって、水田、畑地のほか、果樹園、飼料作物栽培地、茶園等を含む。
- イ) 実験農場、採草地、放牧地、耕作許可のない河川敷地内の耕地、地目転用予定の農地及び**家庭菜園は、農地として扱わない。**

出荷証明を求められる場合がある

被災状況（農地）



(2) 施設

○ 農業用施設とは、農地の利用又は保全上必要な公共的施設（**受益戸数2戸以上**）

具体的には、

ア) かんがい排水施設

用・排水路（隧道，暗渠，水路橋，樋管，樋門等），
ため池（ダムを含む），頭首工，揚水施設等

イ) 農業用道路（橋梁を含む，**有効幅員1.2m以上**）

農業用に利用される道路（道路法による認定道路は
含まない），橋梁，索道

ウ) 農地又は農作物の災害を防止するための施設

干拓堤防，海岸堤防（負担法適用分を除く），土壤
浸食防止等の土留工，承水路工等の農地保全施設等

工種区分は，以下の8つ

ため池，頭首工，水路，揚水機，堤防，
道路，橋梁，農地保全施設

留意点

施設災害の場合，査定時に「維持管理が悪くそれが原因で被災した」と見なされるケースがある。

そのため，維持管理状況（草刈り，溝さらえ等）を説明する資料を提示する必要有り。

例えば，維持管理状況写真。無ければ，記録簿等。もちろん受益2戸以上。

被災状況（農業用施設）



ため池



頭首工

被災状況（農業用施設）



水路



水路と田

被災状況（農業用施設）



道路



道路

被災状況（農業用施設）



橋梁



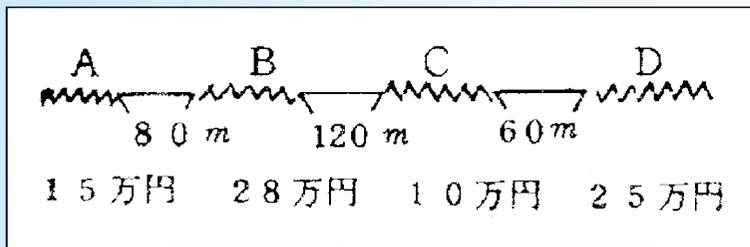
4 国庫補助の対象とならない災害復旧事業

- 一箇所の工事の費用が40万円未満のもの。(注)
- 被災の事実はあるが、当年(1月1日~12月31日)災害によらないもの。(過年災)
- 経済効果の小さいもの(有効幅員1.2m未満の農業用道路等)。
- 維持工事としてみるべきもの。
- 明らかに設計の不備又は工事施工の疎漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの。
- 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの。

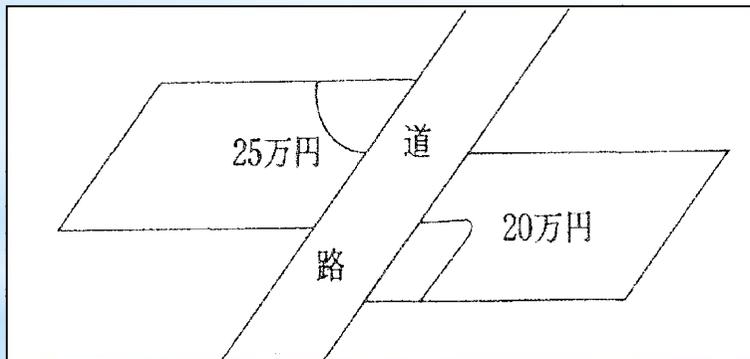
(注) 一箇所の取扱については、特例がある。「5 一箇所工事」参照

5 一箇所工事

ア) 1つの施設について被災した箇所が**150m以内**
(最短水平距離)の間隔で連続している場合。



$$15万 + 28万 + 10万 + 25万 = 78万 \geq 40万$$



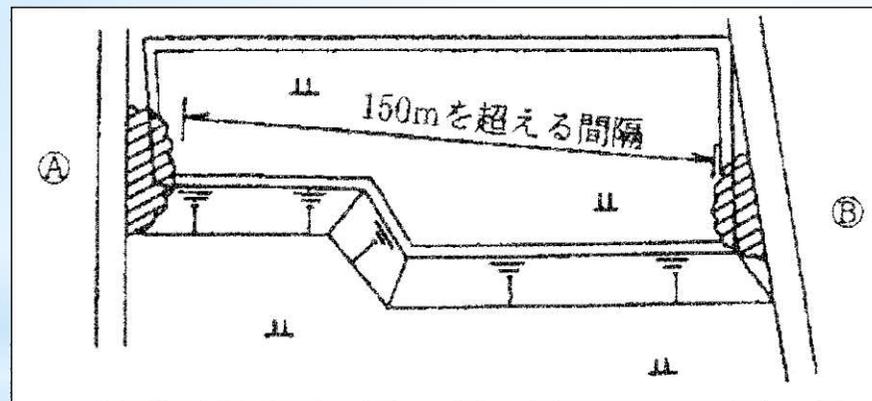
$$25万 + 20万 = 45万 \geq 40万$$

道路や水路を隔てていてもOK

イ) 1つの施設について被災した箇所が**150mを越える**間隔で連続しているが、工事を**分離して施工**することが、**施設の効用上困難又は不適當な場合**。

※1つの施設としてまとまっている頭首工，ため池，用排水機場等

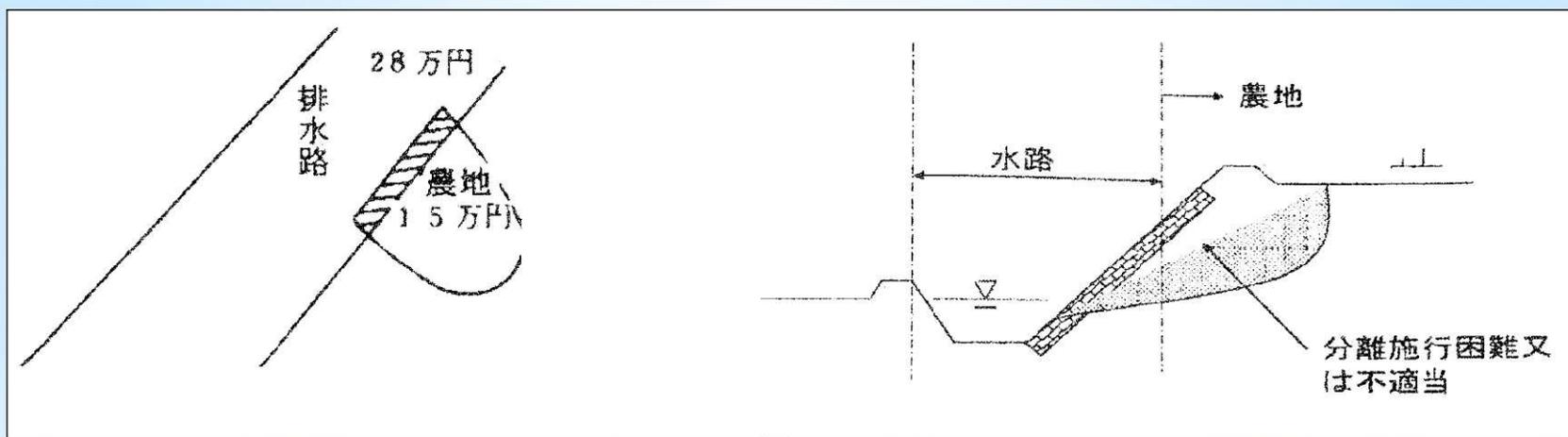
※水田の場合



$A + B \geq 40$ 万

同筆内の水田畦畔が被災した場合は，貯留機能上分離施工不適當であるため，一箇所工事となる。
(ただし，畑には適用できない)

ウ) 2以上の施設にかかる災害で、工事を分離して施工することが両施設の効用上困難又は不適當な場合。



$$28万 + 15万 = 43万 \geq 40万$$

6 災害復旧事業の取扱

(1) ほ場整備事業地区に係る取扱

○ 計画地区に係るもの

ア) 計画中の地区及び計画は完了していても未着手の地区については、**災害復旧事業**。

○ 着工が確定している地区に係るもの

ア) 工事施工中の区域（当該年度の予算及び工事の範囲が確定し、現に工事が実施されている区域）に係るもの。

→ **災害復旧事業の対象としない。**

ただし、工事の一部が完成し、耕作しうる状態に至っているもの等は、**災害復旧事業の対象**。

イ) 当該区域の予算は確定しているが未着手に係るもの。
→ 工事費を比較したうえで災害復旧事業費を決定。

(2) 二重採択防止に関する取扱

- 河川や県道・市町村道等に係る災害において、国費の重複支出を防止するために国土交通省と農林水産省との間で覚書を取り交わしている。
- 予め当事者間で協議して、事業主体ごとの区分を決定しておく。

7 災害復旧事業の手続き（発生から査定まで）

① 災害発生



② 被害報告（1箇所40万円未満の小災害も含む）
（市町村→県振興局等→県庁→農政局）

- ・発生から2週間以内に確定
- ・被害額 \geq 申請額

②' 応急仮工事

- ・被害の拡大を防止するため、事業主体（市町村）の判断で実施する仮設的な工事。
- ・仮工事実施後、詳細な測量設計を行い、査定を受ける。

③ 測量設計



③' 応急本工事 (査定前着工)

- ・ 本工事の一部又は全部を査定前に行う工事。
- ・ 事業主体が査定前に県及び国と協議し，承認を受けた後に着工が可能。
- ・ 本工事実施後査定を受ける。

④ 災害査定

- ・ 災害発生から概ね2ヶ月半後に実施。
- ・ 災害発生年の12月までに完了させる。
- ・ 原則として，実地査定。ただし，事業費200万円以下や，やむを得ない場合は机上査定。

◎ 大規模災害時の査定の効率化

- ・ 激甚災害の場合で一定条件を満たす場合，机上査定の「上限事業費200万円」を査定対象件数の概ね9割をカバーする金額まで引き上げ。
→ より説得力のある写真が求められることとなる。

(1) 暫定法の対象となる応急仮工事

ア) 応急仮工事の例

- ・ 被災した施設の増破を防止するための工事。
- ・ 農地等への洪水流入を，仮締め切りにより防止するための工事。
- ・ 作物被害を防止するために行う湛水排除工事。

イ) 適用

- ・ 1箇所の応急仮工事費用が20万円以上，かつ応急仮工事の費用を除く復旧工事の費用が40万円以上。

ウ) 留意事項

- ・ 個人が行った応急工事は補助対象外となる。

(2) 応急本工事

ア) 要件（特別の事情）

- ・ 被災施設又は被災施設に関連する施設の増破防止，若しくは，作物，人家，公共施設等への被害を防止するために緊急に着工する必要のある箇所（農地を含む）。
- ・ 緊急に復旧すれば作付けに間に合う農地等の復旧箇所。

イ) 手続き等

- ・ 応急本工事の必要性は事業主体が判断するが，**事前に県及び農政局に協議し，承認を得た後に着工する。**
- ・ 1箇所の応急本工事の費用は**40万円以上。**

8 写真

(1) 一般事項

- ア) 被災後できるだけ早い時期に撮影する。
- イ) 被災状況が明確になるように草木等の刈り払い後に撮影する。
- ウ) 被災原因（洪水の痕跡等），受益地又は背後農地等の状況などの被害状況全体写真を撮影する。
- エ) 全景写真と，横断，縦断，被災部の部分詳細（破損，亀裂，漏水等の確認），起終点の状況（未被災部分等）等の各部分の被災が確認できる写真に分けて撮影する。

(2) 農地

- ア) 被災農地の全景及び一筆ごとの状況が判るように撮影する。
- イ) 被災延長，畦畔高・幅，耕土厚，流入・流出土砂量等が確認できるように撮影する。
- ウ) 耕土厚の撮影に当たっては，スタッフ等を用い，厚さが確認できるよう近接撮影する。
- エ) 流入・流出土砂量の撮影に当たっては，その範囲が判るような全景及び堆積・流出耕土厚が確認できるようスタッフ等を用いて近接撮影する。
- オ) 流入土砂を10mメッシュによる坪掘りで測定した場合は，1筆につき2～3箇所の写真を撮影する。

以前



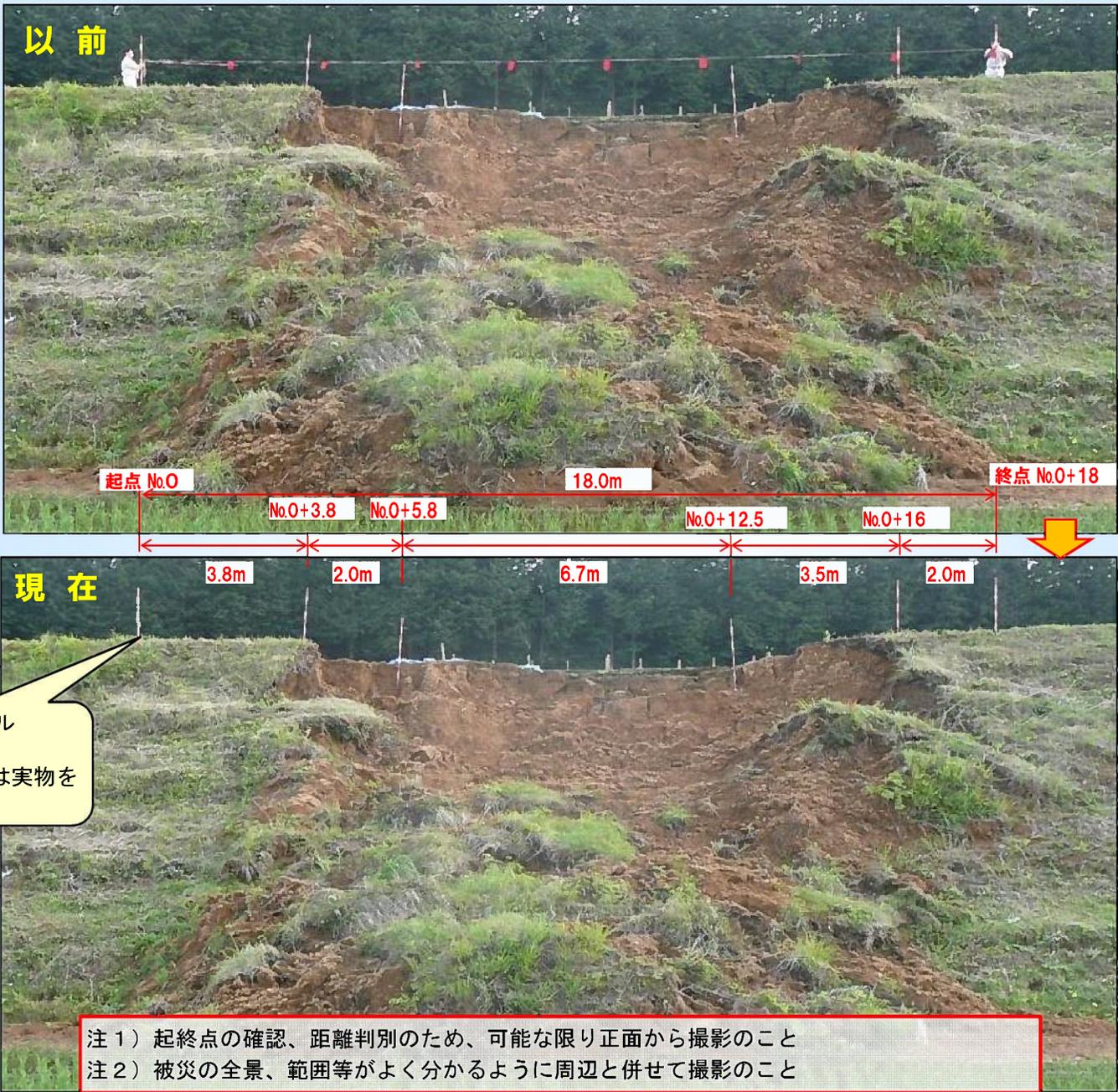
現在



距離表示の例

測点ポール
※ ポール、木杭は実物を設置すること

注1) 起終点の確認、距離判別のため、可能な限り正面から撮影のこと
注2) 被災の全景、範囲等がよく分かるように周辺と併せて撮影のこと





断面をポール横断測量の実施
 ※ ポール横断測量に9名もの
 人員を配置
 (写真は人を消してる)



危険なポール横断測量を省略

被災前断面の表示

測点ポール
 ※ ポール、木杭は実物を
 設置すること

注1) 全景写真に測点表示するなど、横断写真の位置関係が判るように工夫すること
 注2) 断面地点の位置が解るように、測量作業時の写真活用など工夫すること